「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、 社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。

具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の 取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1)関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2)円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保:避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ·多機関連携タイムライン:多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域 ブロックで作成
- ·防災施設の機能に関する情報提供:ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等 へ周知 等

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進: 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成 支援に着手
- ・共助の仕組みの強化:地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保:マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消:ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提 となる基礎調査の早期完了 等

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策:決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計:災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保: 代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ: 災害時に画像・映像によるリアリティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(3)被害軽減の取組

水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ·市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制·方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進

(4)氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ·排水施設等の運用改善:国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画 を作成
- ・排水設備の耐水性の強化:下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施等

(5)防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備・国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策:人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策:樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策:堤防強化、かさ上げ等を実施
- │・ダム等の洪水調節機能の向上・確保:ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保:インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

(6)減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進:事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ·TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化:大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

大規模氾濫減災協議会を活用した関係機関との連携強化(案)

近年、台風・前線接近時の公共交通機関の運行情報やマスコミからの災害情報の発信は、地域 経済・社会活動、避難行動等に大きな影響をもたらしている。

平成29年の水防法改正により「大規模氾濫減災協議会(以下:協議会)」制度が創設され、関係機 関で密接に連携していくこととなった一方、構成員に公共交通事業者やマスコミ等が参加している 協議会は未だ少な〈、民間企業が洪水等の水害を想定した事業継続計画(以下:BCP)を策定して いる割合も少ない。

公共交通事業者やマスコミ等を含む多様な関係機関が更に連携して情報共有を行い、災害時に おけるBCP等の策定を進め、それらの行動を見える化した多機関連携型ブロック水害対応タイム ラインの作成を推進し、社会全体で水害に備える「水防災意識社会」の再構築をより一層推進。

今後必要な取組

公共交通事業者やマスコミ等の 多様な関係機関の参画

(例) 大規模氾濫減災協議会

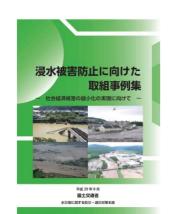
<メンバー>

- ・国土交通省 ・都道府県 ・市町村 ・気象庁
- ・交通事業者・マスコミ・利水ダム管理者

新たに参画する機関

民間企業における洪水等の 水害を想定したBCP策定

多機関連携型ブロック別水害 対応タイムラインの作成



浸水被害防止に向けた取組事例集 水害対応版BCP策定の手引き(仮) (H29.8公表)



